

## 支部提案議題

1 確定申告期の税務相談の対応について

2 支部定期総会について

3 書面添付制度について

4 租税教育について

3

## 天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

1 税理士業務の概況書の提出

税理士業務の概況書(令和5年4月1日現在)の提出にご協力  
よろしくお願ひします。

未提出の方につきましは、5月1日(月)までにご提出願います。

2 租税教室の開催状況等(別添1)

令和4年度の租税教室につきまして、ご協力いただきありがとうございました。(令和4年度の開催状況は次のとおり。)

今後とも引き続き、租税教育の一層の充実のため、ご協力の程  
よろしく願いいたします。

4

## 天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

### 令和4年度の租税教室の開催状況(小学校)

学校区分	学校名	開催希望時期	担当税理士	対象クラス
小学校	大阪市立 五条小学校	令和4年6月22日(水)	大平 文夫 税理士 臼井 有香 税理士 善波 敦之 税理士	6年生 4クラス
	大阪市立 大江小学校	令和4年5月18日(水)	大平 文夫 税理士 三野 友行 税理士 臼井 有香 税理士	6年生 3クラス
	大阪市立 真田山小学校	令和4年6月14日(火)	大平 文夫 税理士 三野 友行 税理士 臼井 有香 税理士 松永 健司 税理士	6年生 4クラス
	大阪市立 生誠小学校	令和4年6月7日(火)	大平 文夫 税理士	6年生 2クラス
	大阪市立 聖和小学校	令和4年6月17日(金)	署員	6年生 2クラス
	大阪市立 天王寺小学校	令和4年5月10日(火)	臼井 有香 税理士	6年生 2クラス
	大阪市立 桃陽小学校	令和4年6月16日(木)	大平 文夫 税理士 善波 敦之 税理士	6年生 2クラス
	大阪市立 味源小学校	令和4年5月9日(月)	臼井 有香 税理士	6年生 1クラス
8校		8校		

5

## 天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

### 令和4年度の租税教室の開催状況(中学校)

学校区分	学校名	開催希望時期	担当税理士	対象クラス
中学校	大阪教育大学附属天王寺中学校			
	大阪市立 高津中学校			
	大阪市立 夕陽丘中学校			
	大阪市立 天王寺中学校			
	四天王寺中学校	令和4年11月25日(金)	臼井 有香 税理士	3年生 10クラス
	大阪星光学院中学校			
	明星中学校			
	清風中学校	令和4年7月15日(金)	大平 文夫 税理士	3年生 9クラス
	上宮学園中学校			
9校		2校		

6

## 天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

### 令和4年度の租税教室の開催状況(高等学校)

学校区分	学 校 名	開催希望時期	担当税理士	対象クラス
高 等 学 校	大阪教育大学附属高等学校 天王寺校舎			
	大阪府立 高津高等学校			
	大阪府立 清水谷高等学校			
	大阪府立 大阪ビジネスフロンティア高等学校	令和5年1月23日(月)	遠藤 亞郡税理士 (母校・北支部)	3年生 1クラス
	大阪府立 夕陽丘高等学校			
	興國高等学校			
	四天王寺高等学校			
	上宮高等学校			
	清風高等学校			
	大阪星光学院高等学校			
	大阪夕陽丘学園高等学校			
	明星高等学校			
12校		1校		

7

## 天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

### 3 租税教育推進協議会定期総会

租税教育推進協議会の定期総会につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染対策を施した上で、6月中旬に会議形式により開催を予定しております。

### 4 租税教育セミナーの開催

例年8月に開催している租税教育セミナーにつきまして、現在のところ開催は未定です。連絡があり次第、ご案内いたします。

(前年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため開催を見合わせました。)

8

## 天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

### 1 令和4年分確定申告の振替納付日等

- ✓ 申告所得税:令和5年4月24日(月)
- ✓ 消費税:令和5年4月27日(木)

関与先の振替納税利用者につきまして、振替日の前日までに預貯金口座の残高をご確認いただくよう、ご指導をよろしくお願ひいたします。

残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要になる場合があります。

9

## 天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

### 2 キャッシュレス納付のご案内

国税の納付方法においては、令和7年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指しております。

利便性の高い以下のキャッシュレス納付についての積極的な利用勧奨をお願いいたします。

#### ○ スマホアプリ納付(令和4年12月から)(別添2)

- ⇒ スマホからPay(〇〇Pay)払いによる納付手続が可能  
(※利用できる金額は30万円まで)

10

## 天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

### 2 キャッシュレス納付のご案内

- ダイレクト納付(別添3)
  - ➡ 源泉所得税の毎月納付がある方におすすめ
- 振替納税
  - ➡ 所得税の確定申告等を毎年される方におすすめ
- インターネットバンキング等による納付
  - ➡ e-Taxで申告されている方におすすめ
- クレジットカード納付
  - ➡ 事前登録不要、クレジットカードを利用されている方に  
おすすめ

11

## 天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)



12

## 天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

**別添1**

税金の納付は **簡単・便利な** **ダイレクト納付で業務効率化!**

この連絡では、  
● 税金の納付は **簡単・便利な**  
**ダイレクト納付**と云う  
二つの方法について説明します。  
どちらの方法も、税金を支払う際の手間を  
大幅に削減することができるようになります。

**BEFORE** これまでには  
 ● 直接税務署で現金で支払うのが普通  
 ● 税金が高額していると、現金で支払うのが大変  
 ● 地方税署や個人住民税の納付は  
 ● 領内に通勤する必要があるのが大変  
 ● 現金で支払うのが大変  
 ● 税金の額が高額・現金で支払って初めて納付できる  
**AFTER** これからは  
 ● オフィス自宅からPCで支払えます!  
 ● 口座で支払なくていい!  
 ● PCで窓口から納付まで一通りできます!  
 ● 郵便又は銀行口座で支払って納付ができます!  
 ● 地方税の納付までの経済的・時間的負担へ  
 一括して解消が可能!

税金の納付は **簡単・便利な** **ダイレクト納付を始めるには?**

国税の場合は  
 ダイレクト納付の特徴である簡便性に  
 関する説明とQRコード

地方税の場合  
 ダイレクト納付の特徴である簡便性に  
 関する説明とQRコード

ダイレクト納付の利用方法  
 国税の場合  
 地方税の場合

13

## 天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

郵便ダイレクト方式電子納税申告書  
実施税ダイレクト方式電子納税申告書

税金の簡単・便利な  
キャッシュレス納付!

パソコンやスマートフォンで  
簡単に税金を納付できます。

● パソコンやスマートフォンで簡単に納付!  
 ● 実施税の場合は即時納付可能!<br/>  
 ● オンラインでの申告が可能!

スマートフォンで  
簡単に税金を納付!

● 手数料等は不要!  
 ● 対応税は以下のとおりです。  
<http://www.tuti-tax.jp>

● パソコンホームページ <http://www.tuti-tax.jp> [スマートフォン]

● 実施税のキャッシュレス納付!  
 ● お問い合わせ窓口: 〒541-0051 大阪市天王寺区天王寺本町1-1-95  
 ● お問い合わせ電話番号: 06-6471-2779

14

## 天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

### 1 国税の納付が困難な場合の猶予制度(別添4)

国税の納付が納期限までに困難な方、既に猶予制度を利用しているが、猶予期限までに納税が困難な方は、早めに徴収部門で納付相談を行うようご指導をお願いします。

具体的には、換価の猶予申請書を提出していただくことになりますが、延滞税も軽減されますし、従来とは異なり原則担保も不要です。

関与先から相談があった際には、ご指導をお願いいたします。

15

## 天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税理課に申請することにより、次回の納付の全てを猶予することは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署(路の駅)にご相談ください。

**要件(申請による換価の猶予)**

- 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を損なうおそれがあると認められること。
- 納付について誠実な態度を示すと認められること。
- 猶予を受けようとする国税以外の公的機関の債務がないこと。
- 猶予すべき国税の納期限から6ヶ月以内に申告書が提出されていること。

(注) 国に滞納する場合などによってから6ヶ月を超える場合はあっても、財産証明の権限に及ぶ税務署(税理課の第15支署)の滞納を受ける場合もあります。

\* 税制、還付は不適用です(換価の額が明らかに可能な場合は除く。)

**内容(猶予が認められる場合)**

- 原則として1年間猶予が認められます(状況に応じて更に1ヶ月猶予される場合があります)。
- 猶予期間中の延滞税が軽減(注)されます。  
(注) 税金、年も7%で計算(支払の月から5ヶ月中の利息)
- 財産の差押えや強制(売却)が認められます。

更に猶予の事情に該当する場合は、他の猶予制度も活用することができます。(裏面をご参照ください。)

（出典：二重支給の問題　税理課のQ&A　Q13）

次のような他の国の事情に該当する場合は、それぞれの会員について、特例の措置が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。  
本件の措置が認められる会員は、日本と一緒に行動することができます。

**別別の事務の具体例(換価の猶予)**

- 新型コロナウイルス感染症の患者が負担した施設での療養費用が行われたことにより、勤務や賃金の喪失を経験した場合、それらの賃金請求に相応する賃金
- 納税者が本人又は主夫を同じにするご家族が病気にかかった場合、医療費や治療費に対する費用に相応する賃金
- 承認者の方が病気の手術について、やむを得ず休業をした場合、休業料に同じして生じた損失や費用に相応する賃金
- 納税者の方が既に年高者について、年高の減少等により、著しい損失を受ける場合、受け取扱手数料に相当する賃金

**内容(賃が認められる場合)**

- 原則として1年間猶予が認められます(状況に応じて更に1ヶ月猶予される場合があります)。
- 猶予期間中の延滞税が軽減(注)又は免除されます。  
(注) 税金、年も7%で計算(支払の月から5ヶ月中の利息)
- 財産の差押えや強制(売却)が猶予されます。

**猶予の申請方法等**

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。
- 「猶予申請書」は、スマホやタブレットからe-Taxソフトで、作成・提出することができますので、ご利用ください。  
※前回ご登録です(既存は三重県/アカウント登録)  
※登録: <https://www.mext.go.jp/tax/e-tax/registration.html>  
※提出: <https://www.mext.go.jp/tax/e-tax/apply.html>
- 収支状況などの確認のため、帳簿や請求書の提出をお願いいますが、裏面の提出が難しい場合は、郵便が口頭でお伺いします。

16

## 天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

### 2 ダイレクト納付の活用(別添5)

期限内納付を確保する手段として予納制度の利用勧奨やキャッシュレス納付を広報・周知しています。

ダイレクト納付を利用した予納については、すでに説明させていただいておりますが、ダイレクト納付を利用した滞納税金の分割納付も利用可能となっております。

ダイレクト納付を活用した分納納付には、あらかじめ徴収部門との納付相談が前提となっておりますので、徴収部門までご案内いただくようご指導お願いいたします。

17

## 天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

国税の分割納付に…	ダイレクト分納	予納ダイレクト
毎月の納付予定日を管理するのが大変…	毎月、税款額や納付の窗口に行く荷物がない…	1年前から毎月納付するなど、計画的に納付できる制度も!
使う機会がない…	現金を用意するのが面倒…	予納ダイレクトって何?
ダイレクト分納って何?	直接税務署から支払いで納付手続きができる…	メリットは?
● 税金や課税証明書又は請求で納付手続きができる ● 納付予定期日をメールによりお知らせ	● 申告時に(複数の)期日に納付できる便利な納付手段です。 ご利⽤にあたっては、裏⾯に徴収担当との納付指⽰が必要です。	予納できる期間は?
● メリットは?	● 申告や課税証明書又は請求で納付手続きができる ● 納付予定期日をメールによりお知らせ	予納する際の課税期間内となります。 例えば、令和5年1月1日～12月31日となり、課税内において、任意の引き落とし日の指定が可能です。
ダイレクト分納のイメージ	直接税務署で、1ヶ月分の税金を支払うことになります。 一部の税金で、約1ヶ月後の日まで納付する日を指定することができます。 本邦では、税金の日々の算定によって税率が異なります。 そのため、税金の日々の算定によって税率が異なる場合は、滞納税金(財務の遅延料、遅延料)を支払うことがありますので注意ください。	予納ダイレクトによる納付方法
詳しくはコチラ>> 割引分岐を支へ 戻る	詳しくはコチラ>> 計画的な納付を実現している方は、此處へ!	STEP1 e-Taxにログイン! STEP2 予納の申出を選択! STEP3 税目や予納額を入力し、引き落とし日を指定!

18

## 天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

### 1 令和4年分確定申告期における申告書作成会場の従事状況

令和5年2月・3月に納税協会3階での「税理士支部独自事業での無料相談会場」及び「納税協会主催の協議派遣方式による無料相談会場」を開設いたぐなど、天王寺支部の皆様におかれましては、多大なるご協力をいただき、ありがとうございました。

19

## 天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

### 2 令和4年分所得税等の確定申告の見直し確認

現在、提出された確定申告書の内容の見直し確認を、順次行っております。

確定申告書に税務代理権限証書の添付がない場合は、納税者の方に連絡を行いますので、ご留意願います。

なお、修正申告書や更正の請求書等の提出が必要となった場合は、e-Taxのご利用をお願いいたします。

### 3 消費税の各種届出書の提出

新たに課税事業者となる場合や課税事業者に該当しなくなる場合は、速やかにその旨の届出書の提出をお願いします。

なお、提出に当たっては、e-Taxのご利用をお願いいたします。

20

## 天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

### 1 インボイス制度について

#### (1) 新たな支援措置に関する案内のお願い

インボイス制度の開始が令和5年10月に迫る中、昨年末に政府が閣議決定した令和5年度税制改正大綱において、新たな負担軽減措置が講じられるとともに、登録申請手続(期限)を柔軟に運用することとされました。

今回の税制改正事項につきまして、特に関与先事業者で登録要否を悩まれている方がいらっしゃる場合、本改正事項をご案内していただきますよう改めてよろしくお願ひいたします。

財務省作成のリーフレット「インボイス制度、支援措置があるって本当!?」(別添6)をご用意しましたので、是非ご活用ください。

21

## 天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

**インボイス制度、支援措置があるって本当!?**

【小規模事業者向け】 インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

新規導入について、免税事業者インボイス実行事業者に登録した場合、補助金上乗せ額が50万円上乗せされます。

【中小企業者向け】 合計ソフトに補助金?

IT導入補助金について、販売会計ソフトも対象となるよう、補助金額が最高35万円に引き上げられました。

【中小事業者向け】 少額引き・追加は税金不要?

1万円未満の課税仕入料(税込)について、インボイスの登録がなくても税金の支払いが可能になりました。

【すべての方対象】 少額引き・追加は対応不要?

1万円未満の課税仕入料(税込)について、通常インボイスを交付する必要がなくなります。課込手数料分を優引抵当する場合も対象です。

【すべての方対象】 登録申請、4月以降でも大丈夫?

大丈夫です!4月以後の申請でも期間開始前に登録が可なります。

補助金の拡充や事業負担の軽減措置は裏面へ 財務省

0120-205-553 フリーダイヤル

QRコード

22

## 天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

### 1 インボイス制度について

#### (2) インボイス制度説明会及び登録要否相談会の開催

新たな負担軽減措置等を踏まえ、免税事業者等に寄り添った対応を充実させていくため、これまで実施してきた「インボイス制度説明会」を引き続き実施するとともに、説明会の後に個別面談形式による「登録要否相談会」を実施することとしています。

23

## 天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

### インボイス制度説明会 開催日程一覧表

○「事前予約制」で開催していますので、参加を希望する場合は連絡先まで連絡願います。なお、予約の申込状況により、ご希望に沿えない可能性があります。

○登録申請相談会は、登録申請の際に大変お困りの方や、登録申請の際に問題がある方など、登録申請に関するお問い合わせなどをお受けします。

○会員登録会に参加される方で、会員登録申請手続きを希望される個人事業者の方はスマートフォン及びマイナンバーカードをご持参ください。

※ スマートフォン及びマイナンバーカードをお持ちでない方は、書面による会員登録も出来ますので、ボールペン等の筆記用具をご持参ください。

主催者：天王寺税務署・公益社団法人天王寺税理協会  
開催場所：天王寺納税協会3階会議室（〒543-0033 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番11号）  
連絡先：天王寺税務署 06-6772-1281（音声ガイダンスに従って「2」を選択してください。）

開催日時	説明会等の名称	定員	開催場所	その他
令和5年 4月12日（水） 13:30～14:30（制度説明会） 14:30～14:45（登録相談会）	（消費税の仕組みから知りたい方向け） ・インボイス制度説明会 ・登録申請相談会	各回 25名	天王寺納税協会 3階会議室	事前予約必要 4月10日17時まで
令和4年 4月12日（水） 15:00～16:00（制度説明会） 16:00～16:15（登録相談会）	・インボイス制度説明会 ・登録申請相談会			
令和5年 5月17日（水） 13:30～14:30（制度説明会）	・インボイス制度説明会	各回 25名		
令和5年 5月17日（水） 15:00～16:00（制度説明会）	（消費税の仕組みから知りたい方向け） ・インボイス制度説明会		天王寺納税協会 3階会議室	事前予約必要 5月15日17時まで
令和5年 5月17日（水） 16:10～17:00（登録要否相談会）	（登録の要否を悩まれている方向け） ・登録要否相談会	5名		
令和5年 6月14日（水） 13:30～14:30（制度説明会）	・インボイス制度説明会	各回 25名		
令和5年 6月14日（水） 15:00～16:00（制度説明会）	（消費税の仕組みから知りたい方向け） ・インボイス制度説明会		天王寺納税協会 3階会議室	事前予約必要 6月12日17時まで
令和5年 6月14日（水） 16:10～17:00（登録要否相談会）	（登録の要否を悩まれている方向け） ・登録要否相談会	5名		

（※）天王寺税務署（06-6772-1281）に電話していただき、「インボイス説明会の予約」とお伝えください。

24

## 天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

### 1 インボイス制度について

#### (3) 相談窓口

インボイス制度の開始が令和5年10月に迫る中、事業者からは制度の内容の他、補助金や転嫁など、インボイス制度に関連する様々な相談が各省庁の相談窓口に寄せられているところです。

このような状況を踏まえ、事業者の利便性向上を目的として、補助金や下請法に関する相談窓口などを取りまとめた「インボイス制度に関する相談窓口一覧」が庁ホームページ「インボイス特設サイト」に掲載されましたのでお知らせします。

(別添7)



インボイス制度特設サイト  
(国税庁ホームページ)

25

## 天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

### ■ インボイス制度に関する相談窓口一覧表

相談窓口の種類	相談内容	相談先	電話番号等	相談サイト
一般的なご相談	【問合せ】(税理士・会計士等) お問い合わせ下さい。Q&A等アドバイス等に相談する場合は、こちらをご利用下さい。	税理士相手帳チャットボット(AIが24時間対応) 国税専用インボイスコールセンター	ご相談は上記窓口までお問い合わせください。 0120-209-353 (受付時間: 10時~18時 休日・祝日除く)	【個人向け】 【法人向け】 【税理士・会計士向け】 【税理士・会計士向け】
一般的な質問	【直筆・林業・水産業・食農業に従事している方】 【直筆】 【直筆のご相談】 インボイス制度への参画申込み 直筆で登録する際の手順等についてお尋ね下さい。 直筆の登録手順等についてお尋ね下さい。 直筆の登録手順等についてお尋ね下さい。	インボイス導入支援ダイヤル 農林水産省、水産庁、林野庁の担当課 等 直筆の担当者	別添1～農業省導入支援ダイヤルへご見下さい。	【個人向け】 【法人向け】 【税理士・会計士向け】 【税理士・会計士向け】
e-Taxによる登録申請手続を行う場合の操作方法	e-Tax、作成コーナーヘルプデスク	0570-41-5001 時間: 03-5618-5171 受付時間: 10時~17時 (土日祝・年末年始除く) ※お問い合わせの際は「税理士ノート」を必ず付けて下さい。	(+Tax)HP e-Taxヘルプデスクヘルプページ	【法人向け】 【税理士・会計士向け】
扶助金等の相談	IT導入補助金 【扶助金】 小規模事業者持続化補助金 【扶助金】 建設業の下請取引に関する相談	サービス導入促進向上IT導入支援事業コールセンター 【商工地域の方】 【商工会場所地域の方】 【商工会場所地域の方】 地方建機業者持続化補助金相談コールセンター	0570-466-424 受付時間: 10時~17時 (土日祝・年末年始除く) 別添2～都道府県地方事務局へ直接ご見下さい。 別添3～商工地域の扶助金相談窓口へ直接ご見下さい。 別添4～商工会場所地域の扶助金相談窓口へ直接ご見下さい。 別添5～建設業者持続化ダイヤルへ直接ご見下さい。	【法人向け】 【税理士・会計士向け】 【商工地域の扶助金相談窓口】 【商工会場所地域の扶助金相談窓口】 【建設業者持続化扶助金相談窓口】 【扶助金】
税理士等の相談	税理士等による税制改正の問題に関する相談 【税理士】 下請取引に関する相談 【扶助金】 建設業の下請取引に関する相談 【扶助金】 税理士登録手続等に関する相談	公正取引委員会本局、地方整備局等 公正取引委員会本局、地方整備局等 下請かけこみ相談窓口 地方整備局、都道府県、等 各都道府県の支所	別添3～税理士等による税制改正の問題に関する相談ダイヤルへ直接ご見下さい。 別添4～下請取引に関する相談ダイヤルへ直接ご見下さい。 0120-418-418 受付時間: 10時~17時 (土日祝・年末年始除く) 別添5～建設業者持続化ダイヤルへ直接ご見下さい。	【法人向け】 【税理士・会計士向け】 【扶助金】 【扶助金】 【扶助金】
税理士登録手続等の相談	税理士登録手続等の問題に関する相談 【扶助金】 建設業の下請取引に関する相談 【扶助金】 税理士登録手続等に関する相談	各都道府県の支所	別添4～下請取引に関する相談ダイヤルへ直接ご見下さい。 別添5～建設業者持続化ダイヤルへ直接ご見下さい。	【扶助金】 【扶助金】 【扶助金】

26

## 天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

### 2 電子帳簿等保存制度について

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性や記帳水準の向上のため、令和3年度税制改正において「電子帳簿保存法」の改正等が行われ、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的に見直されているところです。(別添8)

関与先で「膨大な経理書類を何とかしたい」、「もっと経理を楽にやりたい」という方がいらっしゃれば、是非、電子帳簿保存の利用勧奨をお願いします。



27

## 天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

**電子帳簿保存法が改正されました**

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度税制改正において、「電子帳簿保存法」(平成10年法律第25号、以下「電子帳簿保存法」といいます。)の改定等が行われました(平成31年1月1日施行)。電子帳簿保存法は電子的に保存する際の手続等について、抜本的に見直されています。

電子帳簿保存法に関する詳しい説明は、下記のとおりです。

**A. 税務署が実施する手続が電子的に実現される上での取扱い**

電子帳簿保存法による手続は、原則として紙面提出の手続と同様の手続を実現する上での取扱いとなります。電子帳簿保存法による手続は、原則として紙面提出の手続と同様の手続を実現する上での取扱いとなります。

電子帳簿保存法による手続は、原則として紙面提出の手続と同様の手続を実現する上での取扱いとなります。

**B. 令和3年1月1日以降の手続を実現するための手続**

1. 相続登記の手続が変更されました。  
これまで、電子的に作成した電子帳簿保存法を電子的記録により保存する場合には、原則に税務署長の承認が必要でした。しかし、事業者の事務負担を軽減するため、事務負担は不要となりました(電子的に作成した電子帳簿保存法を電子的記録により保存する場合についても同様です。)。

2. 最低の電子基盤に係る最低基準が緩和された結果、登記が受けやすくなりました。  
これまで、電子的に作成した電子帳簿保存法を電子的記録により保存する場合には、最低の電子基盤に係る条件を満たさなければ登記が受けられませんでした。しかし、税務署長に提出して登記を実行するに際して最低の電子基盤による条件を満たさなければ登記が受けられなくなることは、その他の登記権利(電子登記権利)に記載された登記に際しても受けられることになりました。そのため、登記が受けられる最低の電子基盤には、最低の電子基盤による条件を満たさなければ登記が受けられなくなることは、その他の登記権利(電子登記権利)に記載された登記に際しても受けられることになりました。

3. 勘定引の要件を電子帳簿等についても、書類的記録による保存等が可能となりました。  
過去の勘定引(「勘定引(過去底勘定引)」)によって記録された勘定引に限りらず、他の要件については、電子帳簿等の保存要件の概要(次頁)の「その他」の要件を確認ください。

**電子帳簿保存法による手続**

電子帳簿保存法による手続は、原則として紙面提出の手続と同様の手續を実現する上での取扱いとなります。

**A. 税務署が実施する手続**

1. 税務署が実施する手続は、原則として紙面提出の手續と同様の手續を実現する上での取扱いとなります。ただし、電子的記録による手續を実現する場合は、原則として紙面提出の手續と同様の手續を実現する上での取扱いとなります。

2. 税務署が実施する手續は、原則として紙面提出の手續と同様の手續を実現する上での取扱いとなります。ただし、電子的記録による手續を実現する場合は、原則として紙面提出の手續と同様の手續を実現する上での取扱いとなります。

**B. 令和3年1月1日以降の手続を実現するための手続**

1. 相続登記の手続が変更されました。  
これまで、電子的に作成した電子帳簿保存法を電子的記録により保存する場合には、原則に税務署長の承認が必要でした。しかし、事業者の事務負担を軽減するため、事務負担は不要となりました(電子的に作成した電子帳簿保存法を電子的記録により保存する場合についても同様です。)。

2. 最低の電子基盤に係る最低基準が緩和された結果、登記が受けやすくなりました。  
これまで、電子的に作成した電子帳簿保存法を電子的記録により保存する場合には、最低の電子基盤による条件を満たさなければ登記が受けられませんでした。しかし、税務署長に提出して登記を実行するに際して最低の電子基盤による条件を満たさなければ登記が受けられなくなることは、その他の登記権利(電子登記権利)に記載された登記に際しても受けられることになりました。そのため、登記が受けられる最低の電子基盤には、最低の電子基盤による条件を満たさなければ登記が受けられなくなることは、その他の登記権利(電子登記権利)に記載された登記に際しても受けられることになりました。

3. 勘定引の要件を電子帳簿等についても、書類的記録による保存等が可能となりました。  
過去の勘定引(「勘定引(過去底勘定引)」)によって記録された勘定引に限りらず、他の要件については、電子帳簿等の保存要件の概要(次頁)の「その他」の要件を確認ください。

28



## 天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

法人税等の申告・申請に当たっては、  
e-Tax をご利用ください！



詳しく述べるは、e-Taxホームページをご覧ください。  
<https://www.e-tax.ntt.go.jp> e-Tax 稽査

## 別添 1

## 令和4年度 租税教室開催希望一覧表

令和5年3月31日現在

学校区分	学 校 名	開催希望時期	担当税理士	対象クラス
小学校	大阪市立 五条小学校	令和4年6月22日（水）	大平 文夫 税理士 臼井 有香 税理士 善波 敬之 税理士	6年生 4クラス
	大阪市立 大江小学校	令和4年5月18日（水）	大平 文夫 税理士 三野 友行 税理士 臼井 有香 税理士	6年生 3クラス
	大阪市立 真田山小学校	令和4年6月14日（火）	大平 文夫 税理士 三野 友行 税理士 臼井 有香 税理士 松永 慎司 税理士	6年生 4クラス
	大阪市立 生魂小学校	令和4年6月7日（火）	大平 文夫 税理士	6年生 2クラス
	大阪市立 聖和小学校	令和4年6月17日（金）	署員	6年生 2クラス
	大阪市立 天王寺小学校	令和4年5月10日（火）	臼井 有香 税理士	6年生 2クラス
	大阪市立 桃陽小学校	令和4年6月16日（木）	大平 文夫 税理士 善波 敬之 税理士	6年生 2クラス
	大阪市立 味原小学校	令和4年5月9日（月）	臼井 有香 税理士	6年生 1クラス
8校		8校		
学校区分	学 校 名	開催希望時期	担当税理士	対象クラス
中学校	大阪教育大学附属天王寺中学校			
	大阪市立 高津中学校			
	大阪市立 夕陽丘中学校			
	大阪市立 天王寺中学校			
	四天王寺中学校	令和4年11月25日（金）	臼井 有香 税理士	3年生 10クラス
	大阪星光学院中学校			
	明星中学校			
	清風中学校	令和4年7月15日（金）	大平 文夫 税理士	3年生 9クラス
	上宮学園中学校			
9校		2校		
学校区分	学 校 名	開催希望時期	担当税理士	対象クラス
高等学校	大阪教育大学附属高等学校 天王寺校舎			
	大阪府立 高津高等学校			
	大阪府立 清水谷高等学校			
	大阪府立 大阪ビジネスフロンティア高等学校	令和5年1月23日（月）	遠藤 亜耶税理士 (母校・北支部)	3年生 1クラス
	大阪府立 夕陽丘高等学校			
	興國高等学校			
	四天王寺高等学校			
	上宮高等学校			
	清風高等学校			
	大阪星光学院高等学校			
	大阪夕陽丘学園高等学校			
	明星高等学校			
12校		1校		

# 国税の納付は

# スマホでスマートに

6つのPay払い(〇〇ペイ)から  
納付手続きが行えます!



スマホアプリ納付の  
詳しい情報はこちらから



イータ君

令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が利用可能になります。

**事前手続き不要!**

**いつでもできる!  
場所を選ばず  
どこでもできる!**

「国税スマートフォン  
決済専用サイト」に  
アクセス!

Pay払い(〇〇ペイ)  
を選択し、画面の表示  
に従って手続き!

## 留意点

- アカウント残高を利用した支払い方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払い(〇〇ペイ)へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
- 一度の納付での利用上限金額は30万円です。  
※ 利用するPay払い(〇〇ペイ)で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- 領収証書は発行されません。  
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。  
なお、「納付手続の完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の入力」画面でメールアドレスを登録し、納付手続完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

# スマホアプリ納付の手続きの流れ

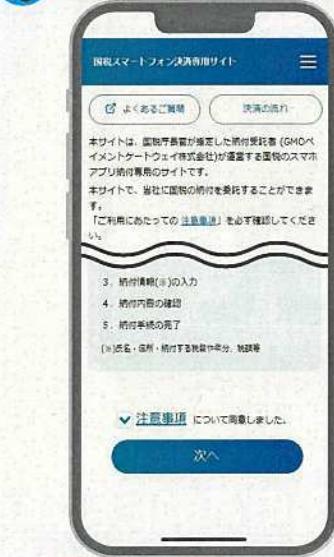
## 1 国税スマートフォン決済専用サイトにアクセス

◎e-Taxを利用して申告書等データを送信した方は、メッセージボックスに格納される受信通知からアクセス。

◎国税庁ホームページからアクセスする方は、国税庁ホームページの「スマホアプリ納付の手続」ページに表示されている「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセス。

## 2 国税スマートフォン決済専用サイトで手続き

### 1 決済専用サイトトップ



決済専用サイトが表示されます。  
注意事項を確認し、「次へ」をタップします。

### 2 支払方法の選択



利用するPay払い(○○ペイ)を選択し、「次へ」をタップします。

### 3 納付情報(氏名等)の入力



画面の表示に従って、氏名や住所などを入力し、「次へ」をタップします。

### 4 納付情報(税額等)の入力



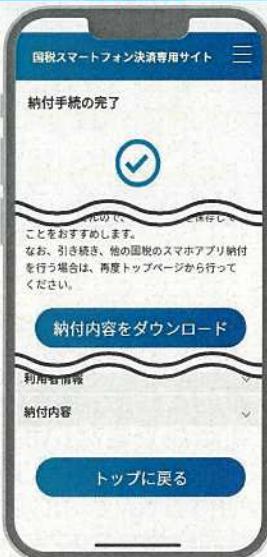
納付する税目や税額を入力し、「次へ」をタップします。

### 5 入力内容の確認、納付



入力した内容を確認し、「納付」をタップします。  
※選択したPay払い(○○ペイ)が起動します。

### 6 完了!



選択したPay払い(○○ペイ)でお支払い後、「納付手続の完了」画面が表示されたら手続き完了です！



### ポイント

◎ e-Taxを利用して申告書等データを送信し、受信通知からアクセスした方や、確定申告書等作成コーナーで書面による申告書を作成し、出力されたQRコードからアクセスした方は、納付情報が引き継がれますので、③、④の入力は不要です。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

税金の納付は

簡単・便利な

# ダイレクト納付で 業務効率化！

## ダイレクト納付とは…

国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。



国税庁e-Taxキャラクター：  
イタ君



eLTAXイメージキャラクター：エルレンジャー

## BEFORE

これまでは…



- ✓ 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- ✓ 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- ✓ 納付する日を指定できれば便利なのに…
- ✓ 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…

## AFTER

これからは



- ✓ オフィスや自宅からPCで納付できます！
- ✓ 窓口で待たなくてもいい！
- ✓ PCで申告から納税まで一度でできます！
- ✓ 即時又は納付日を指定して納付ができます！
- ✓ (地方税の場合) 全ての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能！





## ダイレクト納付を始めるには？

### 国税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に  
預貯金口座があること



(e-Tax) 利用可能金融機関

- (初めての方は) e-Taxの利用開始手続からスタート！
- 国税のダイレクト納付利用届出書を提出！  
個人の方はオンラインで届出書の提出ができます。



◀詳細はこちら

※利用開始まで、書面提出では約1か月、オンライン提出では約10日程度の期間が必要です。

※法人の方は、右ページの届出書の提出をお願いします。

### 地方税の場合は

ダイレクト納付が利用できる金融機関に  
預貯金口座があること



(eLTAX) 共通納税対応金融機関

- (初めての方は) eLTAXホームページのPCdesk(WEB版)から利用開始手続スタート！
- 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書を提出！



◀詳細はこちら

※ 地方税共同機構ダイレクト納付口座振替依頼書は、PC deskから利用届出を行い、利用者IDを取得してからダウンロードできます。



## ダイレクト納付の利用方法

### 国税の場合は

1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼データを送信する

2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する

3 「今すぐ納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。  
※「納付日を指定される方」は指定した日の午前中に振替が行われます。

4 納付状況を確認する

※「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

国税庁HP  
「Web-Tax-TV」



手続に関するご不明な点につきましては、e-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.go.jp/>

### 地方税の場合は

1 PCdesk(DL版)などのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信や納付情報の発行依頼を行う。

2 納付情報を受け取り、「ダイレクト方式」を選択する

3 「今すぐ納付を行う」又は「納付日を指定して納付を行う」を選択する

※ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。  
※納付日を指定される方は指定した日に振替が行われます。

4 納付状況を確認する

※納付手続完了後、納付完了通知がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

詳しい操作方法は下記をご覧ください。

PCdesk  
マニュアル



手続に関するご不明な点につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ <https://www.eltax.ita.go.jp/>

法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。



## 国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

氏名（法人名及び代表者氏名）

税務署長 あて

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。  
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

### 1 指定預貯金口座

住 所 (所在地)	(〒 - ) 電話 ( )		(金融機関お届け印)
	(申告納税地)		
氏 名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)		印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協		本店・支店 本所・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)	
ゆうちょ銀行	記号番号	-	

### 2 振替日時：納付情報送付日時

### 3 利用開始日：ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄	(不備事由) 1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全 2 整理番号未登録 5 その他 3 重複入力				約 定 一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。 二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。 三 指定預貯金残高が振替日時ににおいて納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。 四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。 五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。 六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。			
	入 力	訂 正 入 力	送 付	登 錄				
	金融機関番号							
	整理番号							

金融機関整理欄	(不備返却事由) A 印鑑相違 F 住所相違 B 印鑑不鮮明 G 支店名相違 C 口座番号相違 H その他 D 口座該当なし E 名義人相違 (備考)				受 付 印 印 鑑 照 合 檢 印			

# 国税の簡単・便利なキャッシュレス納付！

国税ではダイレクト納付以外にも便利なキャッシュレス納付をご用意しています。

## 振替納付

振替納付の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。

こんな方に  
おススメ！

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

✓ 申請手続は最初だけ！

✓ 初年度以降は自動で引き落とし！

✓ オンラインでも申請が可能！

※オンラインでの申請が利用可能な金融機関については、国税庁ホームページをご確認ください。

## クレジットカード納付

インターネット上のクレジットカード支払の機能を利用して、納付受託者が運営する専用サイトから納付受託者に納付を委託する方法です。

✓ 事前手続きは不要！

✓ 専用サイトはこちらから ▶ <https://kokuzei.noufu.jp/>

※納付税額に応じた決済手数料がかかります。(手数料は国の収入にはなりません。)

## インターネットバンキング等

インターネットバンキング口座などから納付する方法です。

✓ パソコンやスマホから簡単に納付！

※利用可能な金融機関については、[ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)]でご確認ください。

## スマートアプリ納付

スマホアプリを利用した新しい納付の手段です。



令和4年12月導入開始予定！

詳しい情報は国税庁ホームページに今後掲載しますので、是非ご確認ください！



e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの接続環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL:0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

## 利用可能時間



### 電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

### e-Taxの利用可能時間

火曜日～金曜日(休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間  
月・土・日・休祝日(メンテナンス日を除きます。) 8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

## 地方税のキャッシュレス納付！

- 地方税も、多くの都道府県・市区町村で口座振替、スマートフォン決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入されています。詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- さらに、令和5年4月から、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等による納付がeLTAXで可能となる予定です。



eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索



eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの接続環境、PCdeskの操作方法、よくあるご質問については、eLTAXホームページで詳しくお知らせしておりますので、ご覧ください。

ご利用に当たっての全般的なご質問は、eLTAXホームページのお問い合わせフォームでお問い合わせください。

新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ

## 猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

### 要件（申請による換価の猶予）

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）の適用を受けられる場合もあります。

※ 原則、担保は不要です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

### 内容（猶予が認められる）

- ① 原則として1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）されます。  
（注）通常 年8.7%→軽減後 年0.9%（令和5年中の利率）
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）

次のような個別の事情に該当する場合は、それぞれの金額について、納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

※納税の猶予が認められる金額は、国税を一時に納付することができない金額に限られます。

### 個別の事情の具体例（納税の猶予）

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われることにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合、それらの再調達価額等に相当する金額
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、医療費や治療等に付随する費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、受けた損失額に相当する金額

### 内容（猶予が認められると）

- ① 原則として1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ② 猶予期間中の延滞税が軽減（注）又は免除されます。  
(注) 通常 年 8.7%→軽減後 年 0.9% (令和5年中の利率)
- ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（納税の猶予：国税通則法第46条）

### 猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。  
【e-Tax ソフト（SP版）】
- 「猶予申請書」は、スマホやタブレットからe-Taxソフトで、作成・提出することができますので、ご利用ください。  
※ 郵送でも可能です（様式は国税庁HPから入手可能）。  

- 収支状況などの確認のため、帳簿や書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：[https://www.soumu.go.jp/menu\\_kyotsuu/important/kinkyu02\\_000399.html](https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html)

厚生労働省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10925.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html)

国税の猶予の  
詳細は[こちら](#)



# ダイレクト分納

を使ってみませんか？

毎月の納付予定日を  
管理するのが大変…

毎月、税務署や  
銀行の窓口に行  
く時間がない…

現金を用意するのが  
面倒…



ダイレクト分納  
って、何？

納期限を過ぎた国税を、  
e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、  
指定した(複数の)期日に納付できる便利な納付手続です。  
ご利用にあたっては、事前に徴収担当との納付相談が必要です。

メリットは？

- 自宅や事務所からスマホ等で納付手続が可能
- 納付予定日をリマインド(メール)によりお知らせ



◆ 事前にe-Taxの利用開始手続を行った上で、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります(個人の方のみ、e-Taxによる提出が可能です。)。

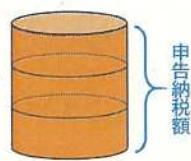
◆ 一回の登録で、約12か月後の日付まで納付予定日を指定することができます。

◆ 本税には、完納の日までの期間に応じて延滞税が加算されます。

◆ 徴収担当との納付相談を経ずに納付計画を登録された場合は、滞納処分(財産の差押え、公売等)を行うことがありますのでご注意ください。

## ダイレクト分納のイメージ

一度登録しておけば、  
後は自動で引き落とし♪



納付相談

納期限



納付計画  
登録



詳しくはコチラ >>

納税が困難な方へ

検索



計画的な納税を  
検討されている方  
は、裏面へ！

1年前から毎月納付するなど、  
計画的に納付できる制度も！

それは

## 予納ダイレクト

予納ダイレクト  
って、何？

メリットは？

予納できる  
期間は？

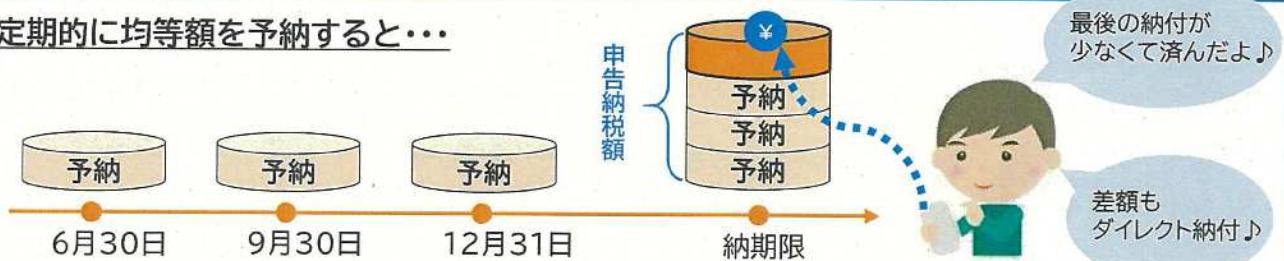
将来に納付が見込まれる国税を、  
e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、  
指定した期日に、予(あらかじ)め納付できる手続です。

- 申告時に(一括で)納税資金を準備する負担を軽減
- 延滞税等、納付が遅れた場合のペナルティを回避
- 予納する国税の課税期間内となります。

例えば、令和5年分の確定申告分については、  
⇒ 令和5年1月1日～12月31日となり、期間内において、  
任意の引き落とし日の指定が可能です。

(注) 利用可能な税目は、申告所得税及復興特別所得税、贈与税、法人税(地方法人税)及び消費税及地方消費税です。

◎ 定期的に均等額を予納すると…



予納ダイレクトによる納付方法

STEP1  
e-Taxに  
ログイン！



STEP2  
予納の申出を  
選択！



STEP3  
税目や予納額を  
入力し、引き落  
とし日を指定！

3ステップで完了！



詳しくはコチラ >> 予納ダイレクト

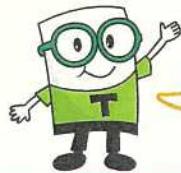
検索



事務負担軽減?  
補助金も?

税負担軽減?

# インボイス制度、 支援措置があるって本当!?



本当です!そのための税制改正(案)が閣議決定されています。  
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

- 納税額が売上税額の2割に軽減?
- インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?
- 登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

- 会計ソフトに補助金?
- 少額取引はインボイス不要って?
- 少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け

納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、  
売上税額の2割を納税額とすることができます!

**対象になる方** 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

**対象となる期間** 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間

※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで  
申告でき、経費等の集計は不要!  
事前の届出も不要!

事例

売上700万円(税額70万円)※サービス業  
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶

$$70\text{万円} - 15\text{万円} = 55\text{万円}$$

簡易課税の場合▶

$$70\text{万円} - 35\text{万円}^{\ast} = 35\text{万円}$$

※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)



特例の場合 ▶ **70万円 × 2割 = 14万円**

消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となります。この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できます!

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省

Ministry of Finance JAPAN

## 小規模事業者向け

## インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

持続化補助金について、**免税事業者がインボイス発行事業者に登録**した場合、**補助上限額が一律50万円加算**されます!

**対象** 小規模事業者

**補助上限** 50~200万円(補助率2/3以内)※一部の類型は3/4以内

**▶100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)**

**補助対象** 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



## 中小事業者向け

## 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、**安価な会計ソフトも対象**となるよう、**補助下限額が撤廃**されました!

**対象** 中小企業・小規模事業者等

**補助額** ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内)※**下限額を撤廃**



PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)

**補助対象** ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等

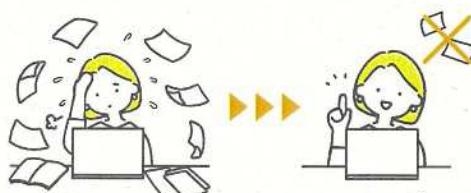
## 中小事業者向け

## 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、**インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる**ようになります!

**対象になる方** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下  
または1年前の上半期(個人は1~6月)の  
課税売上が5千万円以下の方

**対象となる期間** 令和5年10月1日~令和11年9月30日



## すべての方が対象

## 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、**返還インボイスを交付する必要がなくなります!**

**振込手数料分を値引処理する場合も対象**です!

**対象になる方** すべての方

**対象となる期間** 適用期限はありません。



## すべての方が対象

## 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

【詳しくはこちらまで】

税制改正案の内容



持続化補助金



IT導入補助金



インボイス制度特設サイト



【その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで】



0120-205-553

フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

## 事業者の皆様へ



## インボイス制度に関する相談窓口一覧表

どこに相談すればいいの?  
どんな支援があるの?

こうした様々なお困りごとに対して、関係省庁等が連携しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

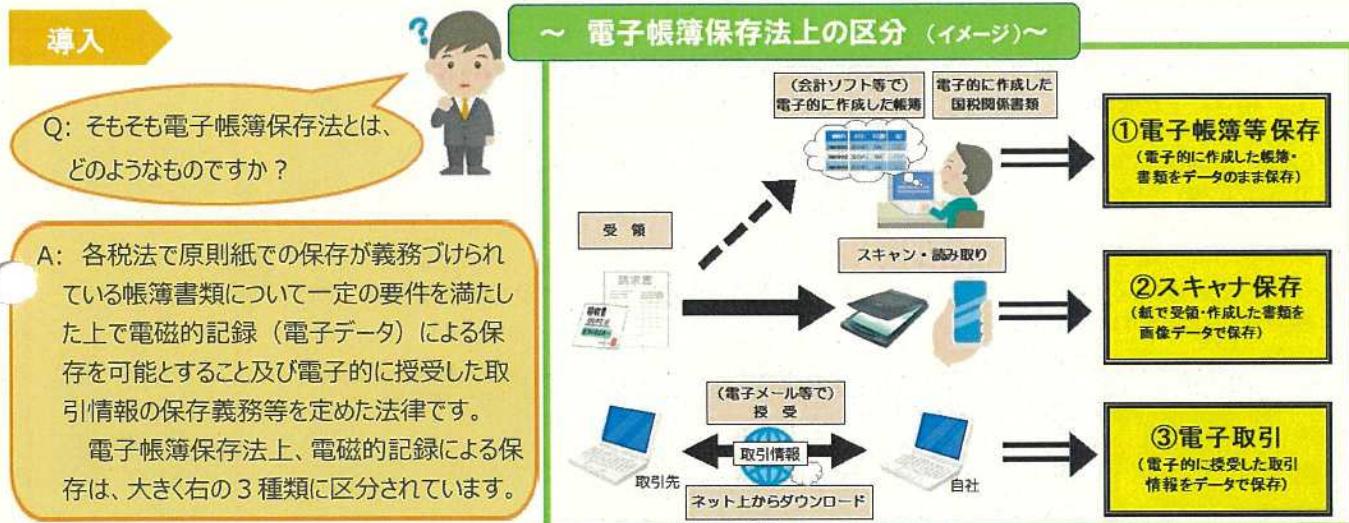
「電話番号等」欄に記載の別添はこちちらの  
二次元コードを読み込む上、各別添をクリック  
すると表示されます。

相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
<b>一般的なご質問</b> 「インボイス制度とは何か」など、QAやパンフレット等に掲載されている内容について、ご案内します	税務相談チャットボット (AIが24時間自動回答) 国税庁インボイスコールセンター	ご利用はこちちらから (特設サイトからも利用可) 0120-205-553 (9:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《国税庁HP》 インボイス制度特設サイト
<b>一般的なご質問</b> 【農業・林業・水産業】 個別の相談、インボイス説明会への参加申込み 自身の登録の要否に関してどのように検討すればよいか 準備中の請求書がインボイスの記載要件を満たすかなど	インボイス専用ダイヤル 農林水産省、水産庁、林野庁の担当課 所轄の税務署	別添1 <農業等専用ダイヤル一覧>をご覧下さい 「関連サイト」で、住所等から所轄の税務署の電話番号などを検索することができます	《農林水産省HP》 消費税のインボイス制度について 税務署などの所在地などを知りたい方
e-Taxにより登録申請手続を行う場合の操作方法	e-Tax・作成コーナーヘルプデスク	0570-01-5901 または03-5638-5171 (9:00-17:00 土日祝・年末年始除く) ※ 検定申告期の受付期間は「関連サイト」をご覧下さい	《e-TaxHP》 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
<b>補助金</b> IT導入補助金 各種ソフト、PC、レジ等の導入費用を補助します	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター	0570-666-4244 (9:30-17:30 土日祝・年末年始除く)	《IT導入補助金HP》 IT導入補助金
<b>小規模事業者持続化補助金</b> 新たにインボイス登録事業者として販路開拓に取り組む費用 (税理士等への相談費用を含みます) 等を補助します	【商工会地域の方】 事業を営まれている地域の地方事務局 【商工会議所地域の方】 商工会議所地区持続化補助金事務局コールセンター	別添2 <都道府県地方事務局一覧>をご覧下さい 《商工会地区補助金事務局HP》 商工会地区小規模事業者持続化補助金 商工会議所地区小規模事業者持続化補助金	
相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
<b>独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する一般的なご相談</b> 独占禁止法上、どのような行為が規制されるか ※ 独占禁止法は、事業者の取引金額に適用されます	公正取引委員会本局、地方事務所等	別添3 <独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する相談ダイヤル一覧>をご覧下さい 《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コロナ	
<b>下請法に関する一般的なご相談</b> 下請法上、どのような行為が規制されるか 下請取引におけるご相談 中小企業の取引上のお悩みに相談員や弁護士が回答します	公正取引委員会本局、地方事務所等	別添4 <下請法に関する相談ダイヤル一覧> をご覧下さい 0120-418-618 (9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	《公正取引委員会HP》 インボイス制度関連コロナ 下請かけこみ寺
<b>建設業の下請取引に関するご相談</b> 建設業法上、どのような行為が規制されるか 建設業者とのトラブル・違法行為に関するご相談 など	地方整備局、都道府県 など	別添5 <建設業専用ダイヤル一覧>をご覧下さい 《国土交通省HP》 建設業法令遵守・指導監督	
相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト
<b>経営に関する一般的なご相談</b> 中小企業等の経営上のお悩みに専門家が回答します ※ インボイス制度以外の内容もご相談頂けます	各都道府県のよろず支援拠点	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧下さい 《よろず支援拠点全国本部HP》 支援拠点一覧	
<b>経営に関する一般的なご相談</b> 【商工会・商工会議所の会員の方】 インボイス制度開始に伴う事業環境変化のお悩み相談や、 各種支援施策のご紹介	お近くの商工会または商工会議所	「関連サイト」掲載の電話番号をご覧下さい 《全国商工会連合会HP》 《全国各地の商工会WEBサービス》 《日本商工会議所(都道府県連)名簿》	
相談内容	相談先	電話番号等	関連サイト

# 電子帳簿保存法が改正されました

R3.05  
(R3.12 改訂)

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しがなされました。具体的な改正内容は以下のとおりです。



## ~ 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項 ~

### 1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いします（スキャナ保存も同様です。）。

### 2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に關し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

（注1） 一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2） 電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“優良”的要件をご確認ください。

### 3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“その他”的要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

## 電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後
		優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
検索要件	<p>① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること » 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定</p> <p>② 日付又は金額の範囲指定により検索できること</p> <p>③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること</p>	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
	税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること	-	- ※1  - ※1 ○ ※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキャナ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考） 優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

## 電子帳簿の手続に関するQ&A

 <p>Q：新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、過少申告加算税の5%軽減や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか？</p>	<p>A：適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税の5%軽減や青色申告特別控除（65万円）の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出していく必要があります。</p>
 <p>Q：これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の優良な電子帳簿の対象となる帳簿について電子保存していましたが、その場合でも届出書の提出は必要ですか？</p>	<p>A：過少申告加算税の5%軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要です。</p> <p>なお、令和4年1月1日よりも前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出（又は税務当局からの取消処分）がない限り有効ですので、その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります。したがって、承認を受けていた方が令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。</p>

## ～スキャナ保存(区分②)に関する改正事項～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

2 タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。

- (1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
  - (2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
  - (3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等(注1)において、入力期間内にその电磁的記録の保存を行ったことを確認することができるときは、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。
- (注1) 訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。

- (4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく电磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保(前頁帳簿の検索要件②及び③に相当する要件)が不要となりました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

3 適正事務処理要件(注2)が廃止されました。

(注2) 相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます。

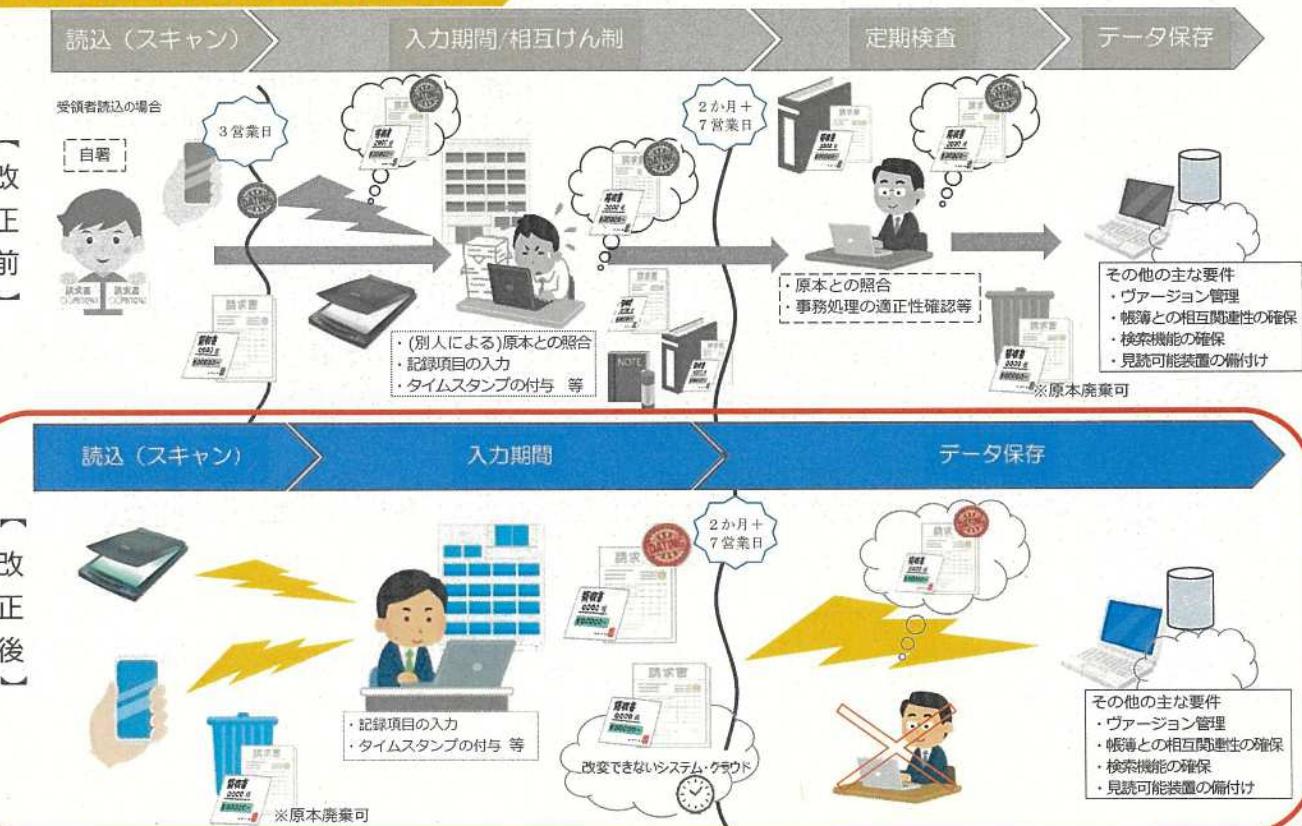
令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

4 スキャナ保存された电磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る电磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に關し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

### スキャナ保存要件の概要図(イメージ)



## スキャナ保存の手続に関するQ&A



Q：これまで税務署長の承認を受け、スキャナ保存を行ってきましたが、今回の承認制度廃止に伴い、何か手續は必要ですか？

また、改正後の緩和された要件の下で保存を行っても問題ありませんか？

A：施行日（令和4年1月1日）以後についても引き続き承認は有効であり、承認の取りやめの届出書を提出する（又は税務当局から取消処分を受ける）までは、その後も改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要があります。したがって、施行日前に承認を受けていた方が、施行日以後緩和された要件の下で保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手續が必要となります。

なお、施行日前に承認を受けていた方が、引き続き改正前の要件で保存を行うか、新たに改正後の要件で保存を行うかは保存義務者の選択となります。重加算税の10%加重措置については、施行日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

## ～電子取引(区分③)に関する改正事項～

### 1 タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました。

タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存(区分②)に関する改正事項」の2(1)と(4)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間(注)の売上高が1,000万円以下である方(小規模な事業者)について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

(注)「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。

### 2 適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。

(1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用(注)

※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。

(注) 令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません(事前申請等は不要)。令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

(2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

※ 下記要件のうち下線を付した部分が、令和3年度税制改正により変更があった箇所です。

電子取引の保存要件	真実性の要件
	可視性の要件
	以下の措置のいずれかを行うこと
	① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
	② 取引情報の授受後、速やかに(又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに)タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
	③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
	④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う
	保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと
	電子計算機処理システムの概要書を備え付けること
	検索機能※を確保すること
	※ 帳簿の検索要件①～③に相当する要件(ダウンロードの求めに応じができるようにしている場合には、②③不要)保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じができるようとしている場合には、検索機能不要

申請書の様式や電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています(改正分は随時掲載していきます)。詳しくは、「国税庁電子帳簿保存法」で検索



国税庁

(法人番号 7000012050002)

# 法人税等の申告・申請に当たっては、 e-Tax をご利用ください！

## 「オンライン利用率引上げに係る基本計画」に係る取組について

### 背景

政府においてデジタル庁が設立されるなど、デジタル・ガバメントを推進する体制が整備されたほか、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）で「オンライン利用率を大胆に引き上げる」旨が記載されるなど、政府全体として「行政手続の100%オンライン利用」に向けた取組が実施されました。

財務省において、規制改革実施計画に基づき、年間の提出件数が10万件以上の手続（国税関係の対象手続は、28手続）について、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」が策定されました。



将来的な「行政手続の100%オンライン利用」を見据えて、基本計画により取り組むこととされた28手続はもちろん、**オンラインで利用可能な全ての手続について、e-Tax利用をお願いします。**

法人税申告においては、添付書類も含めた全ての書類をe-Taxで提出していただけます。以下のとおり、利便性の向上に向けた施策を導入してきました。



これらの施策は、電子申告が義務化されていない中小法人等も含め、全ての法人で利用していただけますので、申告等をされる際は、是非e-Taxを利用し、**添付書類も含めた全ての書類をe-Taxでご提出ください！**

利便性向上施策についてはこちらから



### 【参考：電子申告の義務化制度】

令和2年4月以後開始する事業年度から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円超などの要件に該当する法人等について、法人税及び地方法人税並びに消費税等における申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全てをe-Taxにより提出することが義務化されています。

また、グループ通算制度の適用法人についても、電子申告義務化制度の対象です。

## 財務諸表のデータ形式の柔軟化（CSV形式）

【国税庁動画チャンネル】

財務諸表について、現行のXBRL形式による提出に加え、CSV形式による提出が可能です。



（国税庁から勘定科目コードを含めた標準フォームを提供）

詳しくは、国税庁動画チャンネル「国税庁標準フォームを使用した作成方法について」をご覧ください。

### 導入前

作成した財務諸表をXBRL形式に変換するための調整作業が煩雑

（例）使用するソフトウェアに適合させるため、勘定科目の順番や名称の変更等が必要

○ 法人が作成した損益計算書		
<small>（法人使用的勘定科目）</small>		
東京支店売上高	300,000	→
大阪支店売上高	200,000	→
その他売上高	100,000	→
売上高合計	600,000	600,000
期首商品棚卸高	50,000	
当期商品仕入高	100,000	
合計	150,000	
期末商品棚卸高	50,000	→
売上総利益	500,000	

### 導入後

財務諸表データを変換するための調整作業が軽減

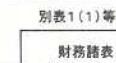
#### Excelでの作成イメージ

法人使用勘定科目	国税庁が提供する勘定科目コード	金額
売掛金	A100003	100000
子会社売掛金	A100004	200000
工場	A100005	2000000

標準的に使用されている勘定科目（約6,400）ごとに国税庁が勘定科目コードを策定・公表

※CSVデータ作成用の標準フォーム（Excel）を提供

XMLデータ+CSVデータ



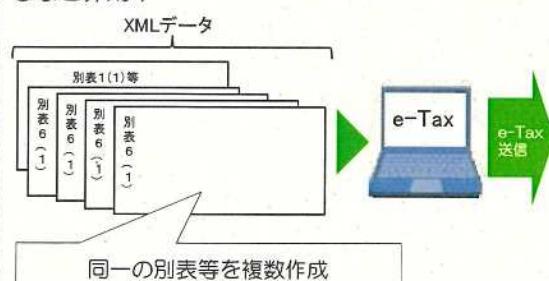
## 法人税申告書別表（明細記載を要する部分）等のデータ形式の柔軟化（CSV形式）

別表のうち明細記載を要する部分(注)や勘定科目内訳明細書について、現行のXML形式による提出に加え、CSV形式による提出が可能です（国税庁から標準フォームを提供）。

(注) 対象となる別表については、e-Taxホームページをご覧ください。

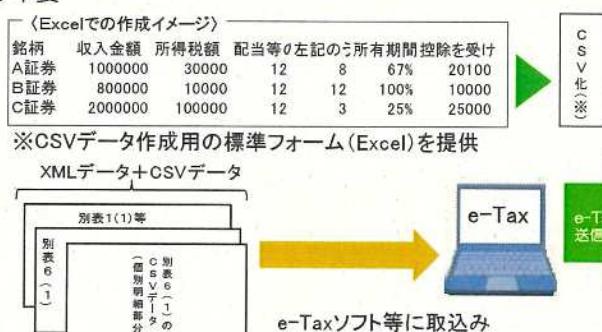
### 導入前

企業内のデータをXML形式に変換するための調整作業が煩雑であったほか、記載量が多くなる場合には、同一の別表等を複数作成する必要が生じるなど非効率



### 導入後

企業内のデータを変換するための調整作業が軽減されたほか、記載量が多くなる場合でも、同一別表等の複数作成が不要



## 添付書類のイメージデータによる提出

e-Taxで申告や申請・届出等を行う場合に、別途、書面による提出が必要となる添付書類については、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）による提出が可能です。

### ○ 対象となる添付書類

電子データ（XML形式、XBRL形式又はCSV形式）で提出することができない書類（出資関係図や控除対象外国法人税額が課されたことを証する書類など）

※ 「勘定科目内訳明細書」、「財務諸表」など、電子データにより提出が可能な添付書類については、イメージデータによる提出は認められていませんので、ご注意ください。

### ○ 提出方法

e-Taxソフト（WEB版）やイメージデータの提出に対応している市販の税務・会計ソフト等を使用し、以下に掲げる方法でイメージデータを送信することができます（①と②を併用することで、最大11回の送信が可能）。

- ① 申告等データを送信した後、メッセージボックスから提出する方法……10回まで送信可
- ② 申告等データと一緒に添付書類（PDF形式）を提出する方法……1回のみ送信可

### ○ 提出可能なデータ形式

解像度200dpi相当以上のPDF形式のみ

※ 送信1回当たりのデータ容量は8.0MBまで、ファイル数は136ファイルまで可能です。

## その他

### ○ e-Tax受付時間の更なる拡大

e-Tax受付時間は、平日（月曜日～金曜日）の24時間に加え、毎月最終土日の8時30分～24時まで拡大しています。

※ メンテナンス時間（毎週月曜日0時～8時30分）を除きます。

### ○ 法人番号の入力による法人名称等の自動反映

法人番号を入力することにより、法人名及び本店所在地情報が明細書に自動反映されます。



詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Tax

検索



令和4年6月

## 令和4年分確定申告期無料税務相談の実施状況表

単位：人

区分	開催日	曜日	①所得区分			②左の うち消 費税課 税事業	③申告書提出件数		④③の内電子申告		相談者	相談
			事業	年金	その他		所得税	消費税	所得税	消費税		
独 自 事 業	2月7日	火	5	9	7	0	16	0	4	0	21	3
	2月8日	水	1	4	10	0	11	0	0	0	15	3
	2月9日	木	0	5	8	0	10	0	2	0	13	3
	2月10日	金	4	4	6	0	6	0	0	0	14	3
	2月13日	月	4	6	9	0	10	0	1	0	19	3
	2月14日	火	1	5	5	0	5	0	0	0	11	3
	2月15日	水	1	4	3	0	6	0	1	0	8	3
小計			16	37	48	0	64	0	8	0	101	21
納 協 議 派 送 税 協 會	3月1日	水	2	0	1	0	3	0	0	0	3	2
	3月2日	木	0	0	2	0	0	0	0	0	2	2
	3月3日	金	2	1	1	0	4	0	0	0	4	2
小計			4	1	4	0	7	0	0	0	9	6
商 協 議 派 送 所 工 會	2月27日	月	6	0	0	3	3	1	1	0	6	2
	3月1日	水	5	0	0	2	3	1	1	0	5	2
小計			11	0	0	5	6	2	2	0	11	4
合計			31	38	52	5	77	2	10	0	121	31